

# 宝塚市立小浜小学校【いじめ防止基本方針】

平成26年(2014年)4月策定

平成27年(2015年)4月改定

平成30年(2018年)4月改定

令和元年(2019年)8月改定

令和3年(2021年)4月改定

## I いじめ防止等の対策に関する基本理念

本校は、「人権を大切に、豊かな心とたくましく生きる力を育てる」を学校教育目標に掲げ、児童・職員が生き生きと学び、笑顔で心通い合う明るい学校づくりをめざして教育活動に取り組んでいる。また、保護者や地域と連携を図り、学校と家庭、地域がそれぞれ役割を踏まえながら、子どもたちの健全な成長を目指している。

平成25年(2013年)に「いじめ防止対策推進法」が制定され、その13条に学校のいじめ防止基本方針の策定が義務づけられた。そこで、本校は、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめの対処)について対策を総合的かつ効果的に推進するため、本基本方針を策定する。

## II いじめの基本認識

- ① いじめは人間として絶対許されないという強い認識に立つこと
- ② いじめ問題に対しては被害者の立場に立った指導を行うこと
- ③ いじめ問題は学校のあり方が問われる問題であること
- ④ 関係者が一体となって取り組むことが必要であること
- ⑤ いじめ問題は家庭教育のあり方に大きく関わる問題であること
- ⑥ いじめ問題は、保護者、地域の人たちの力を借りながら、学校を取り巻くコミュニティ全体で取り組む問題であること

## III いじめの定義といじめの認知に関する考え方

本方針において「いじめ」とは、以下のようにとらえる。

「本校に在籍する児童に対して、一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的、継続的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」

具体的には

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれや集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

このようないじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童の立場から、いじめを広く捉え、その上で情報共有と組織対応を行っていく。

いじめの認知については、初期段階のいじめであっても学校が組織として積極的に認知し、解決につなげることが重要である。いじめの認知件数が多いことは、学校の目が児童に行き届いていることの証であり、肯定的に捉えなければならない。

#### **IV いじめ防止等のための組織の設置**

学校は、いじめ防止等に関する事項を実効的に行うため、常設の組織として「いじめ防止委員会」を設置する。

##### **(1) 構成員**

校長、教頭、生活指導担当教員、児童支援担当教員、養護教諭、各学年担当

個々のいじめ事案の対処等にあたっては、関係の深い教職員を追加するなどの柔軟な組織とする。さらに必要に応じ、SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）、心理や福祉の専門家、弁護士、医師など外部専門家の参加により、より実効的ないじめ問題の解決に資する体制とする。

##### **(2) 役割**

○学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正

○いじめの相談・通報の窓口

○いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有

○いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

○学校基本方針の内容検討

○保護者や地域との連携、情報の提供

○法第28条に規定する重大事態の調査を学校が行う場合の組織（ただし、当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えて対応する）

#### **V いじめ防止等の対応に係る年間計画の策定**

いじめ防止等の取組について年間計画を策定する。令和2年度に教育委員会で策定された「いじめ問題再発防止に関する基本方針」に則り、これまでの取組を見直し、「小浜小学校いじめ防止行動計画」を策定する。また、その内容については、P（計画）D（実施）C（検証）A（改善）サイクルの中で、より良いものに毎年見直しを図っていく。

#### **VI 教職員研修**

いじめ防止等のための教育活動を学校全体で実効性のあるものにしていくためには、教職員の共通理解が不可欠であり、教職員同士が気軽に何でも相談できる協働性豊かな職場の雰囲気が必要である。そのために、校内研修を有効に活用して、教職員が率直に意見を交換しながら、教職員個々のいじめ防止等に関する意識を高めていく。

内容としては、児童一人ひとりが自己存在感や自己有用感を持ち、互いを思いやり尊重する心を育む指導や学級経営のあり方、またカウンセリングマインドなど児童理解による生徒指導のあり方など、多様なものを取り上げる。また、いじめをはじめとする生徒指導上の諸

問題に関する学校の取組方針や計画、個別の事例研究等による教職員の共通理解を図ることができるようにする。必要に応じて、SCやSSW、医師、弁護士などの専門家を活用する。

「いじめ防止等の研修」は、必ずしも特定の領域に特化できるものではなく、生徒指導をはじめ、学級経営、集団づくり、授業づくり、児童理解等々、多様なテーマにおよぶものである。教職員がこれらの研修を「いじめ防止等の研修」として、積極的な意義を見出し、教職員の共通認識や問題意識や形成されるよう行う。

## **VII 児童の主体的な活動**

学校全体でいじめ防止に取り組む観点から、児童自らが主体となった活動（児童会・学級活動等）の中で、いじめ防止に対する取組を行うよう指導する。その際、次のような内容が考えられる。

○どのようにすれば、いじめが起こらない学級・学校づくりができるのか

○いじめが起こったとき、自分たちの力で解決するにはどのようにしたらよいのか

○その他、いじめをなくすためにはどのような考え方や方法、仕組が必要なのか

## **VIII 家庭や地域との連携**

児童を取り巻く多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるように、PTAや地域の関係団体、学校に関係する人たちとの連携を進め、学校と家庭、地域が組織的に協働する体制を構築する。

また、学校に設置している「いじめ防止委員会」を主体として、例えば、保護者や地域の方たちが参画する「宝塚市立小浜小学校いじめ対応会議」を組織し、いじめ防止等について情報交換や意見交換を行う。その際、保護者や地域の協力を得るためには、日ごろから開かれた学校づくりに努める。

## **IX いじめの未然防止 ～いじめをうまない土壌づくり～**

### **(1) 人権教育の充実**

- ・いじめは、相手の「基本的人権を脅かす行為であり、人間として決して許されるものではない」ことを、児童に理解させる。
- ・児童が、人を思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

### **(2) 道徳教育の充実**

- ・道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を未然に防止する。
- ・「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」「いじめを見逃さない」という人間性豊かな心を育てる。
- ・児童の実態に合わせて教科書や「わたしたちの道徳」「兵庫県道徳教育副読本」等の教材も活用しながら、充実した道徳教育を計画的に進めていく。
- ・児童の心根が揺さぶられる教材や資料に出会わせ、人としての「やさしさ」や「心づかい」等にふれることによって、自分自身の生活や行動を省み、いじめを防止する。

### **(3) 体験活動の実施**

体験的な活動は児童の豊かな人間性や価値観の形成、自尊感情の獲得、仲間意識や自己

肯定感を醸成する。3年生の環境体験、5年生の自然学校、6年生での修学旅行をはじめとして、その他多様な体験活動を計画的に進めていく。

#### (4) コミュニケーション活動を重視した特別活動の充実

- ・日々の授業をはじめとする学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会や社会体験を取り入れる。
- ・児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを教育活動に取り入れる。
- ・インターネットを通して発生するいじめの未然防止については、発達段階に合わせて関係機関や保護者と協力しながら、ネットの危険性について啓発する。

#### (5) 保護者・地域の方々への働きかけ

- ・授業参観、懇談会の開催、HP、学校・学年便り等による広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。
- ・PTAの各種会議、学校運営協議会、安全対策委員会等において、地域の方々にも情報を提供し、意見交換する場を設ける。

### X いじめの早期発見について ～小さな変化に対する敏感な気づき～

#### (1) 日々の児童観察

- ・教職員が児童とともに過ごす時間を積極的に設けることに心がけ、いじめの早期発見を図る。
- ・休み時間や昼休み、放課後に、子どもたちの様子に目を配る。
- ・いじめの早期発見のためにチェックリストを活用する。
- ・いじめの相談窓口があることを知らせるプリントを配布、HPに掲載し、相談しやすい環境づくりをする。

#### (2) 児童観察の視点

- ・児童の成長の発達段階を考慮し、ていねいに継続し対応を実施する。
- ・気になる言動を把握した場合、適切な指導を行い、人間関係の修復にあたる。

#### (3) 日記や連絡帳の活用

- ・日記や連絡帳の活用によって、担任と児童・保護者が日頃から連絡を密にすることで、信頼関係を構築する。
- ・気になる内容については、教育相談や家庭訪問等を実施し、迅速に対応する。

#### (4) 定期的なアンケート調査等の実施

いじめの実態把握のための「いじめ調査アンケート」を原則としていじめが疑われる場合等、実態に応じて即時実施するとともに、少なくとも学期に1回以上実施し、担任等による面談を通じて、いじめの兆候となる情報を計画的に収集、記録し、教職員間で共有する。

アンケートの実施に当たっては、記名、無記名、記入場所、提出方法等、アンケートの内容に応じて配慮する。学校におけるいじめアンケートの保存期間について、全員分の回答用紙は対象児童が卒業するまでとし、回答を取りまとめた文書は5年間保存する。

また、1学期には、必ず、教育委員会作成の「こころとからだのアンケート調査」を行う。本アンケート調査は、心理教育、リラクゼーション、アンケートへの回答、回答後の担任等

による面談という一連の指導として行い、回答結果の分析に応じて、S C等の臨床心理士によるカウンセリングを活用する。

#### **(5) 教職員と児童との良好な人間関係の構築と教育相談機能の充実**

いじめが疑われる事案があったとき、いじめを受けている児童やその保護者、またいじめを見た児童などから、安心して相談できる教職員であるよう、日ごろから児童との良好な関係を構築する。

また、児童や保護者、地域等からのいじめに関する相談を受けるところとして、担任等の教職員、校内の「いじめ防止委員会」等が担っているが、この相談体制が適切に機能しているかなどについて定期的に点検するとともに、学校だより、保護者懇談会、PTAの会議、地域の会議などを通じて広く周知する。

### **X I いじめへの早期対応について ～問題を軽視せず、迅速かつ組織的に対応～**

#### **(1) いじめの発見・通報を受けた時の対応**

いじめと疑われる行為を発見した時は、その場ですぐに止める。児童や保護者等から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には真摯に傾聴する。いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の教職員で抱え込まず、「いじめ防止委員会」に情報を提供し、組織的な対応を行う。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

#### **(2) 正確な実態把握と判断**

- ・当事者双方、周りの子どもから、個々に聞き取り記録する。
- ・関係教職員との情報を共有し、事案を正確に把握する。
- ・「いじめ防止委員会」でその事案の特定性、一定性、継続性を認めたものを「いじめ事案」として、以下の対応に当たっていく。

#### **(3) いじめを受けた児童や保護者への支援**

その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝えるとともに、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝える。また、いじめを受けた児童にとって信頼できる友人や大人などと連携し、児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が一刻も早く、安心して学校生活を送ることができるよう、全力で取り組む。

こういった取組に当たっては、児童の個人情報に取扱い等プライバシーには十分留意する。

#### **(4) いじめた児童への指導、その保護者への助言**

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。聴取した事実関係は、速やかに保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、保護者と連携した対応を行う。その際、家庭における児童への指導等について必要な助言を保護者に行う。

場合によっては、いじめた児童に対する別室での指導、学校教育法第11条の規定に基づいた懲戒を行うこともあり得る。その際は、市教育委員会と十分に協議の上で行う。

#### **(5) 周囲の児童への働きかけ**

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。はやしたてる等、同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

いじめは学級全体の問題であることを児童に理解させながら、被害児童と加害児童、周り

の児童との関係を修復し、好ましい集団活動ができるよう、集団の一員としての在り方について考えさせる。

#### (6) いじめの解消の要件

いじめは、単に謝罪を持って安易に解決することはできない。いじめが「解消している」状態とは、国の基本方針が示すように、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

##### ○いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめ被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により長期の期間を設定する。

##### ○被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

### **X II 特別な支援を必要とする児童生徒への配慮**

特別支援学級だけでなく、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童の中には、他の児童との間にトラブルが生じた際に、自分の思いを表現することが困難な児童も在籍している。このような児童に対するいじめを未然に防止し、または発生したいじめを早期に発見し、対処するには、全教職員による支援体制の構築が不可欠である。また、いじめをしない、許さないという、人間性豊かな心を育てていくため、個々の児童を尊重する教育の推進が必要であり、特別支援学校と各学校間、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習をより積極的に推進していくことが大切である。

### **X III ネットいじめへの対応**

#### (1) ネットいじめの防止

インターネット等によるいじめは、被害が広範囲で長期に及ぶ可能性がある。そのため、日ごろからの情報モラルに関する教育に取り組む。警察等の関係機関の協力を得た「サイバー犯罪防止教室」の開催や、生活指導の中で取り上げるなど、正しい知識と利用についての教育を進める。また、保護者に対しても、携帯電話等の児童の利用は保護者の責任のもとで行うことの理解を深め、保護者の責務について周知を図る。

#### (2) ネットいじめの早期発見

インターネット等によるいじめは、閉ざされた人間関係で大人が見えにくい中で行われることが多く、なかなか発見しにくい。そのため、教職員は児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高くするよう心掛ける。

### (3) ネットいじめへの対処

インターネット等を介したいじめは、大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校では、「授業づくり」「集団づくり」「児童の主体的な活動」等の取組とともに、児童、保護者に対して、警察や通信事業者等と連携を図り、情報モラルに関する教育に取り組む。また、スマートフォン等を第一義的に管理する保護者に対しても家庭における保護者の責務や家庭での教育の必要性について周知する。

教職員は、児童の些細な人間関係や生活、心情の変化をとらえるため、常にアンテナを高く張る必要がある。ネット上の不適切な書き込みや画像等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉棄損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。

こうした措置をとるに当たり、教育委員会に報告するとともに、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し適切に援助を求める。また、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など関係機関の取組についても周知する。

## **XIV 重大事態への対処**

### (1) 重大事態の意味

本方針において、「重大事態」とは、次のようにとらえる。

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 年間30日以上いじめにより欠席した場合
- 年間30日以上欠席でなくても、児童生徒がいじめにより一定期間、連続して欠席しているような場合でも、教育委員会や学校の判断により重大事態ととらえる。

また、児童生徒や保護者からいじめにより重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても重大事態としてとらえる。

### (2) 重大事態の報告

重大事態が発生した時は、直ちに教育委員会に報告する。教育委員会が学校で調査をするよう判断した時は、「宝塚市いじめ防止等基本方針」に沿った対処を行う。

## **XV その他の事項**

### (1) 参考とするもの

いじめ防止等の対応については、県教育委員会発行の「いじめ対応マニュアル（改訂版）」や教育委員会発行の「教職員のためのいじめ問題対応マニュアル」を参考にする。